

議員提出第七号議案

日出生台演習場の米軍使用に関わる確認事項等の遵守を求める意見書

今年二月十二日から二月二十日まで行われた米海兵隊による日出生台実弾射撃訓練では、初日から訓練終了のサイレンが二十一時を過ぎて鳴らされ、地元自治体と九州防衛局間で交わされた協定等に反し、二月十四日からは二十時を超えての実弾射撃が連日繰り返されるといった事態が見られた。

また、八日間の日程を終えた二月二十日に米海兵隊は、小火器による訓練を実施しており、当初の日出生台演習場における予定日数を上回るだけではなく、S A C O合意にある年間三十五日間をも上回る状況となった。

地元住民からは「地元との確認書を破ってばかりの米軍は許しがたい。二十時以降は撃たないようルールを守らせてほしい」との切実な声が挙がっており、地元自治体も、九州防衛局との確認書を無視されては住民の暮らしを守ることができないとして、国の責任ある対応を求めている。

住民の不安を払拭し、国との信頼関係を堅持していくためには、協定及び確認書の遵守が不可欠となる。

このような中、三月二日に知事が防衛大臣に対して、二十時以降の射撃自粛を日米合意事項とすることや、実弾射撃訓練の日数を遵守し、小火器訓練を日数に含めることを明確にするよう要請したところである。

よって国会及び政府におかれては、地域住民の不安解消と良好な地域の生活環境を確保するため、次の事項について確固たる姿勢で取り組まれるよう強く要望する。

一 二十時以降の射撃の自粛を実効性のあるものとするため、今後、これを日米の合意事項とすること。

二 射撃日数を年間最大三十五日と定めた日米合同委員会の合意内容を明らかにするため、実弾射撃訓練の日数に小火器訓練を含むことを明確にすること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年三月二十七日

大分県議会議長 麻 生 栄 作

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
外務大臣	茂木敏充殿
防衛大臣	河野太郎殿